
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 395 回企業会計基準委員会及び第 136 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 395 回企業会計基準委員会（2018 年 10 月 25 日）及び第 136 回金融商品専門委員会（2018 年 10 月 30 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

その他の有価証券の時価としての月中平均価額の使用

（第 395 回企業会計基準委員会）

2. 月中平均価額の利用に関する「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正文案について、前回（第 394 回企業会計基準委員会）での提案のように金融商品会計基準の本文に記載するよりも、今回の提案のように金融商品実務指針に利用できる範囲を明確にして書き込んだ方が本来の意図が明確になるため良いと考える。
3. 金融商品会計基準の結論の背景で追加されている第 50-4 項について、「修正された時価の定義」という言葉が用いられているが、その「修正」が「時価」にかかっているのか「時価の定義」にかかっているのかが不明確であり、調整されたインプットのことを指しているようにも読めるため、修正が必要である。
4. 外貨換算のように改正を行わない論点についても公開草案のコメント募集の範囲に含めて意見募集すべきと考える。
5. 金融商品実務指針などの日本公認会計士協会の実務指針等も改正されることから、公開草案の公表にあたっては、コメント提出者が日本公認会計士協会の実務指針等への影響も含めた全体の内容を理解したうえでコメントできるよう、公表のタイミングについても日本公認会計士協会と協議すべきである。

（第 136 回金融商品専門委員会）

6. その他有価証券の減損判定に月中平均価額の利用を認める理由を金融商品実務指針に記載したほうが良いのではないかと。1つの案として、金融商品実務指針の第284項に、第76項で削除が予定されている文章の一部を用いる形で、「直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられること」という文章を加えることが考えられる。
7. 金融商品実務指針第91項の修正について、減損判定への月中平均価額の利用を認めることに関する旨を末尾に追加することが提案されているが、末尾に追加することで第91項の減損判定のうちどの部分を対象としたものかが不明確になっているため、対象となる段落の直後に追加するべきである。
8. 金融商品実務指針第91項の修正について、時価の「下落率」の検討に際して月中平均価額を用いることができるという文案となっているが、その前の時価が50%以上程度下落した場合の説明では「下落率」という言葉が用いられておらず、対応関係にあることが明確でないため、時価が50%以上程度下落した場合の説明文を「下落率」という言葉を使った文章に修正したほうが良いのではないかと。

他の基準の改正又は修正

(第395回企業会計基準委員会)

9. 改正又は修正する他の基準一覧を示すことは必要であるが、網羅性を確認する観点からは、時価もしくは公正な評価額といった言葉が使われているが改正又は修正が不要な他の基準一覧も示す必要があると考える。
10. 金融商品会計基準の改正案について、時価の定義に関して従来の「市場価格に基づく価額」と「合理的に算定された価額」の規定を削除することに異論はないが、時価の定義のみを単純に置き換えた場合に、この金融商品会計基準の改正文だけを見ても今後は合理的に算定された価額が使えなくなるかのような誤解を生じさせる可能性があるため、時価の定義に関しては「時価の算定に関する会計基準(案)」を参照するような記載のほうが誤解が少なく良いのではないかと。
11. 金融商品会計基準の改正案について、注2の市場の定義を削除することを提案しているが、「時価の算定に関する会計基準(案)」においても市場価格や市場参加者などで「市場」という言葉が用いられているため、市場の考え方に変更がないのであれば、市場の定義は残しておいても良いのではないかと。

12. 実務対応報告第 25 号は別の基準として存続させるほどの内容では無いため、廃止することに賛成する。

金融商品会計に関する実務指針の改正案

(第 136 回金融商品専門委員会)

13. 第 63 項について、「時価のあるとは、」の部分が削除されているが、ここは削除せずに残さないと文章が成立しないのではないか。
14. 第 63 項について、株式は市場価格が存在する場合のみ時価のある有価証券とする定めがあるが、削除しているため「市場価格が存在する場合」の範囲が明確でない。時価の定義及びガイダンスに関する会計基準(案)(以下「基準案」とする。)の時価算定方法のうち、レベル 1 のインプットを調整せずに用いる場合がこれに該当すると考えられるが、提案された修正文案ではその点が明確になっておらず、実務的な混乱を避けるためにも結論の背景などで説明を追加したほうが良いと考える。
15. 第 63 項にある「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」について、IFRS 第 13 号では非上場株式も含めてすべて時価評価することが前提になっていることを踏まえると、「時価を把握することが極めて困難」なケースは基準案ではあまり想定されていないものと考えられる。一方で現行の実務では「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の規定が相応に利用されているため、基準案導入後もこれを維持するためには「時価を把握することが極めて困難な有価証券」の定義を金融商品実務指針の中で設ける必要があるのではないか。

金融商品会計に関する Q&A の改正案

(第 136 回金融商品専門委員会)

16. Q47 のクレジットデリバティブの時価評価について、「市場価格に基づく価格」及び「合理的に算定された価格」といった言葉を「時価」に置き換えているが、これはデリバティブについて時価が算定できないケースは今後想定されないものとして、実務上の変更を意図した改正と理解してよいか。もし時価を把握することが極めて困難なケースの会計処理を残すのであれば、その定義を明確にする必要があるのではないか。

以上